

三 再 第 5 号
平成 17 年 12 月 28 日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

三番瀬再生会議
会長 大 西



市川市塩浜護岸改修事業に係る千葉県三番瀬再生計画

(事業計画)(案)について(答申)

平成 17 年 11 月 22 日付け企調第 315 号で諸問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

なお、報告のあった実施計画に対する意見として、「6. 事業内容」に「評価・検討 順応的管理」の項目を追加することが望ましいと考えます。
また、評価委員会については早期に設置することを要望します。

記

別添のとおり修正することが適当と認められます。

「海と陸との連続性・護岸」事業計画書（案）

【基本計画】(基本計画書案 P21)

現在の三番瀬は、海と陸との変化に富む自然なつながりが護岸によって断ち切られています。また、直立護岸の一部には、鋼矢板の腐食、老朽化、高さの低下が認められます。

このことから、海と陸との自然な連続性を徐々に取り戻し、人々と三番瀬とのふれあいを確保していくことが重要です。また、安全性が保たれていない護岸については、必要な安全性を早急に確保することが必要です。

そのため、安全性が保たれていない護岸については、安全かつ生態系に配慮した護岸改修を早期に進めるとともに、護岸の海側及び陸側における自然再生への取組の検討、親水スポット等の整備により海と陸との連続性の回復を目指します。

【事業計画】

計画事業

事業名	事業内容
市川市塩浜護岸改修事業	<p>全体事業量(長期目標)：L = 1700m(塩浜2丁目、3丁目地先) 5カ年整備目標：L = 約 900m(塩浜2丁目地先)</p> <p><u><護岸の整備></u> 海岸保全区域に指定した塩浜2丁目、3丁目地先の護岸については安全性の確保を図るとともに海と陸との自然な連続性を取り戻すため、生態系にも配慮した、高潮防護の護岸改修を進めます。 当面、老朽化が著しい2丁目地先のうち、約900m間を先行させ、平成22年度ごろの完成を目指します。 なお、残る区間については、5ヶ年整備目標区間の完成後、遅滞なく着手するよう努めます。</p> <p><u><モニタリング調査></u> <u>護岸改修と並行し、生物等のモニタリング調査を実施し、護岸改修に伴う自然環境への影響を評価します。</u></p> <p><u><順応的管理></u> <u>モニタリング調査結果・他の事例など様々な情報を基に、護岸構造を評価・再検討し、より良い工夫を施して行くこととした「順応的管理」により実施します。</u></p>

< 参考 >

関連事業等

(円卓会議の「三番瀬再生計画案」における提案事業)

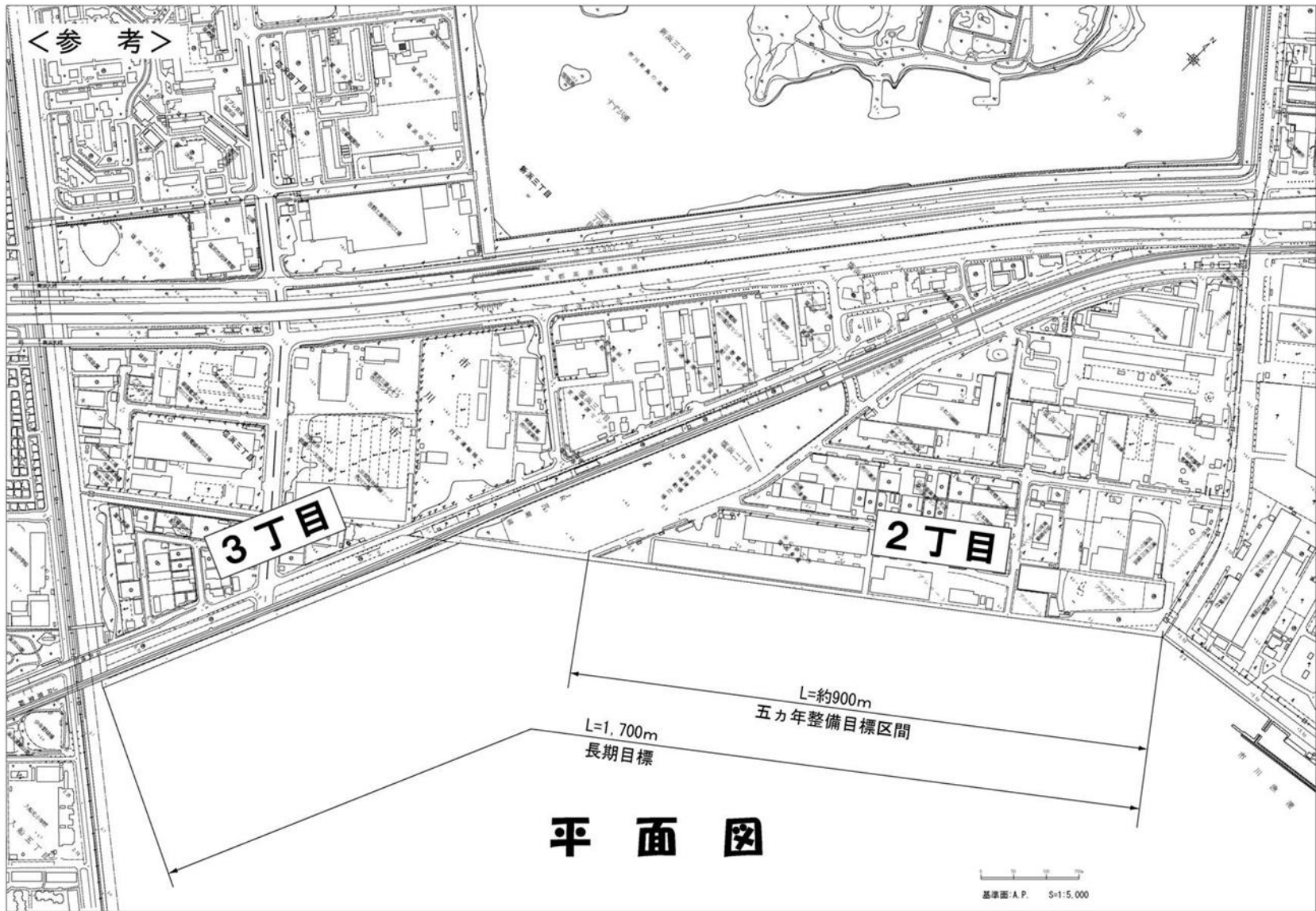
項目	検討テーマ・内容
塩浜 3 丁目地先 護岸	・人が自由に海域に降りられない構造
市川市所有地前 面における環境 学習・自然再生等	・環境学習・研究施設の設置
	・自然再生 ・伝統工法等による土留め ・前面に砂をつけていくことによる海と陸との自然な連続性の回復
塩浜 2 丁目地先 における人と三 番瀬の適切なふ れあい	・遊歩道、三番瀬らしい植栽等 ・緑道と展望機能 ・干出域や砕波帯の実験、海に降りられる護岸構造

注意

「計画事業」とは5カ年間に取り組む事業である。

「関連事業等」とは、円卓会議の「三番瀬再生計画案」において提案のあったもののうちこの計画事業に関連の深い事業や事項で、現時点では確定していないが、今後県が検討・調整を進めていくものである。

<参考>



平面図

実施計画書（案）（抜粋）

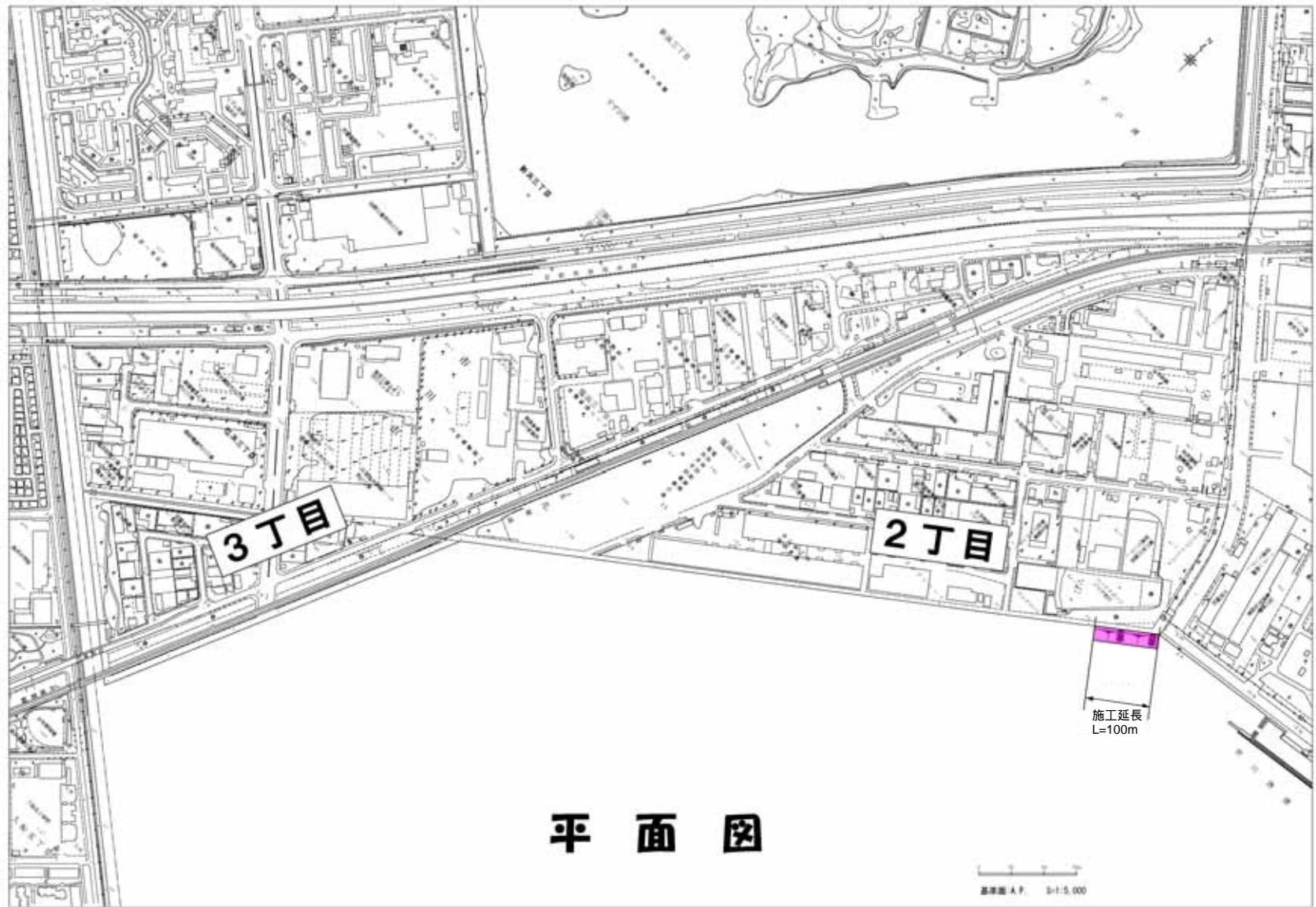
1. 事業名 市川市塩浜護岸改修事業（海岸高潮対策事業）
2. 施工位置 千葉県市川市塩浜2丁目
3. 海岸名 東京湾沿岸市川海岸
4. 工期 平成17年度～平成18年度
5. 事業費 260,000千円（予定）
平成17年度 130,000千円
平成18年度 130,000千円（予定）
6. 事業内容 工事延長L = 100m（完成形 L = 20m）

工事 石積緩傾斜堤護岸
調査 モニタリング調査
評価・検討 順応的管理

7. 事業主体 千葉県

再生会議から
加筆の提案を
受けた部分

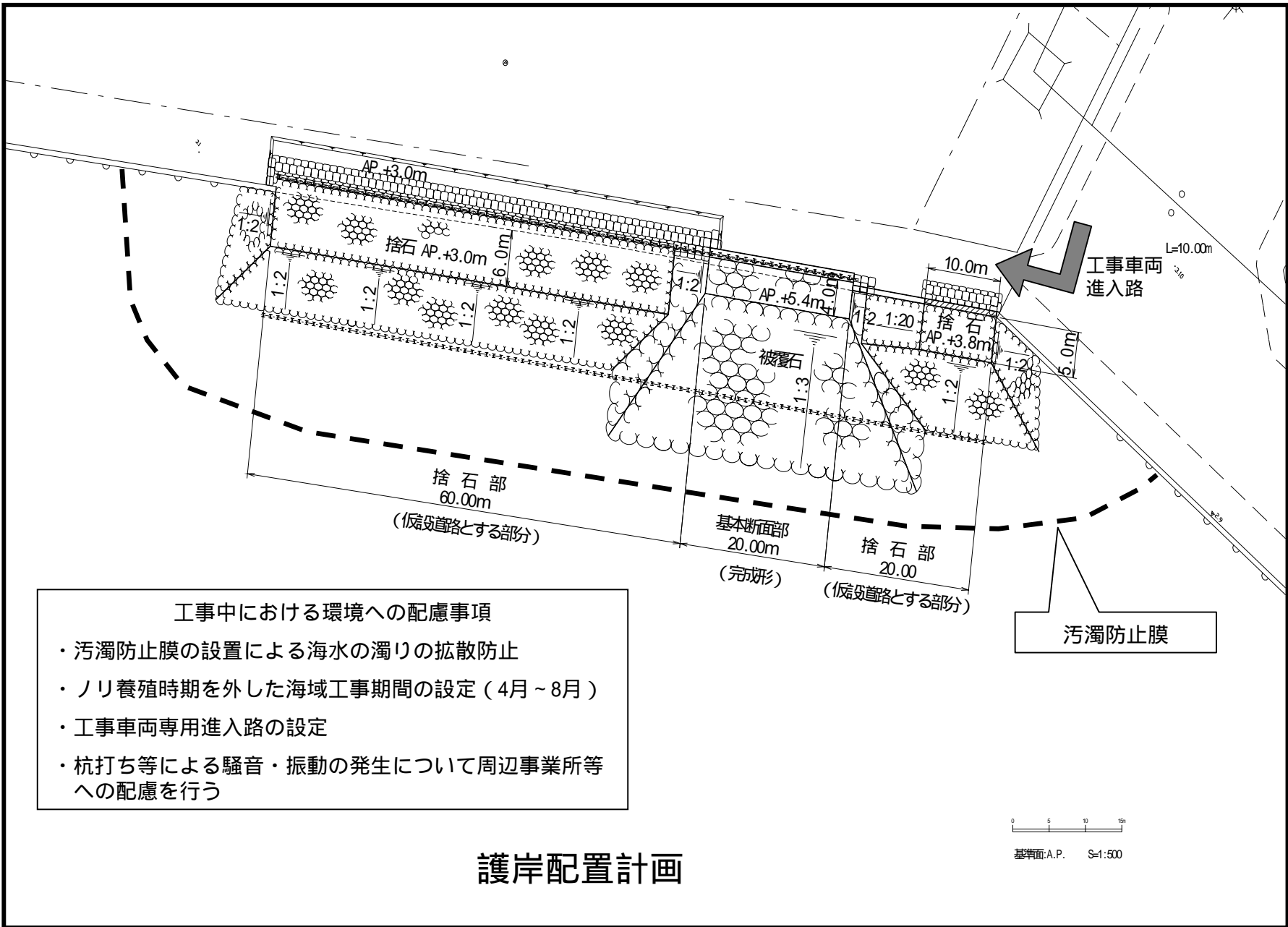
8. 参考資料 (1) 位置図
(2) 平面図
(3) 護岸配置計画図
(4) 断面図 護岸基本断面図
捨石部（仮設道路）基本断面図
(5) モニタリング調査
平成17・18年度施工予定区間に
関するモニタリング調査項目
モニタリング調査位置
(6) 実施工程表
(7) 順応的管理を踏まえた改修の流れ



平面图

基準面 A.P. 0+15,000

施工延長
L=100m



工事中における環境への配慮事項

- ・汚濁防止膜の設置による海水の濁りの拡散防止
- ・ノリ養殖時期を外した海域工事期間の設定 (4月 ~ 8月)
- ・工事車両専用進入路の設定
- ・杭打ち等による騒音・振動の発生について周辺事業所等への配慮を行う

汚濁防止膜

護岸配置計画

0 5 10 15
 基準面:A.P. S=1:500